

意見書案 (令和3年2月定例議会)

No.	件名	提出会派	頁
1	森友・加計問題、桜を見る会、河井夫妻の買収事件、2人の農林水産相経験者の収賄事件、カジノ汚職で公判中の秋元・元内閣府副大臣など、一連の疑惑の徹底解明を求める意見書(案)	日本共産党	1
2	東京オリンピック・パラリンピック大会の中止を求める意見書(案)	日本共産党	2
3	75歳以上の医療費2割負担の撤回を求める意見書(案)	日本共産党	3
4	消費税法を改正し、価格表示方法の自由化を求める意見書(案)	日本共産党	4
5	非正規雇用労働者の実効性のある待遇格差の是正を求める意見書(案)	市民の広場	5
6	婦人保護事業を当事者の尊厳の回復や自立支援に基づく制度又は法の下で実施するために、速やかな検討を求める意見書(案)	市民の広場	6
7	森喜朗・公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会会長の解任と東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の意識改革、スポーツ界のジェンダー平等の実現に向けた取り組みを求める意見書(案)	市民の広場	7
8	海老澤敬子議長に対する不信任決議(案)	文京みらい	8
9	「地方議会からの意見書の趣旨が十分に反映する仕組みの構築」を求める意見書(案)	文京みらい	9
10	生活保護を必要な人が必要なときに受けられるよう制度の見直しを求める意見書(案)	文京みらい	10
11	児童手当特例給付一部削減の撤回と子ども子育て関係予算のさらなる拡充を求める意見書(案)	文京みらい	11
12	「手話言語法」の制定を求める意見書(案)	創	12
13	気候変動による地球温暖化対策の推進を求める意見書(案)	創	13
14	選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(案)	創	14

**森友・加計問題、桜を見る会、河井夫妻の買収事件、2人の農林水産相経験者の収賄事件、
カジノ汚職で公判中の秋元・元内閣府副大臣など、一連の疑惑の徹底解明を求める意見書(案)**

今年2月3日、大規模買収事件で公選法違反（買収、事前運動）罪に問われ、有罪判決を受け参議院議員の河井案里被告が議員辞職しました。1億5千万円もの多額の選挙資金を河井被告陣営に投入し、河井被告を国会議員に当選させた菅首相と安倍前首相の責任は極めて重大です。同時に、河井克行被告・元法相の買収疑惑も未解決です。

吉川貴盛元農林水産相が大手鶏卵生産会社の元代表から大臣室で巨額の現金を受け取った疑惑では、収賄容疑などによる強制捜査の結果、吉川氏が病気を理由に議員を辞職しました。

いずれも辞めて済む問題ではなく、政権中枢に近い疑惑はあいまいにできない問題であり、菅相と安倍前首相の責任は重いと云わなければなりません。また、秋元元内閣府副大臣のカジノを含む統合型リゾート（IR）事業を巡る汚職も決着していません。

「桜を見る会」前夜祭について虚偽答弁を続けた安倍晋三前首相は昨年末、国会と記者会見で「謝罪」を表明しました。行政府の長が国権の最高機関である国会で少なくとも118回も虚偽答弁を繰り返し、昨年12月25日の衆参議院運営委員会で自ら虚偽答弁を認めたものの、補填は秘書が勝手にやると自己弁護に終始し、具体的な事実は語らないままです。

マスメディアの世論調査によると、安倍氏の「桜」前夜祭の説明に「納得できない」の回答は7割以上にのぼります。税金を投じた行事に支援者を招き、飲食を供したこと自体が国政の私物化であり、公費を使った悪質な買収行為です。菅首相の「桜を見る会」前夜祭をめぐる問題で、全容解明に背を向ける現状は許されるものではありません。

「森友」疑惑についても、国有地が不当な安値で売却され、公文書の廃棄や「森友学園」の払い下げの交渉内容を記録した公文書の改ざんまで行われました。近畿財務局の職員、赤木俊夫さんが自殺に追い込まれたという「国政私物化」の重大疑惑であり、解明が尽くされていません。赤木さんの遺族が提訴した裁判も継続中ですが、遺族は菅政権に対して第三者委員会を設置し再調査するよう求めています。また、改ざんの経緯を記録したファイルが存在するとされており、遺族はファイルの公開を求めています。こうした中、「森友」疑惑で菅首相は再調査を拒み続けていますが、国民の疑惑の全容解明を求める声はとどまりません。「加計学園」の獣医学部開設をめぐる疑惑についても、菅政権は沈黙を続けています。これらの安倍政権時代の「不都合な遺産」である疑惑と菅政権下で起きた新たな疑惑に蓋をし続けることは、国民の政治への信頼を不可逆的に棄損することになりかねず許されません。

よって、文京区議会として、政府及び国会に対し、これらの問題について徹底的に事実を明らかにし、菅政権が国民に説明責任を果たすことを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣 宛て

衆議院議長

参議院議長

東京オリンピック・パラリンピック大会の中止を求める意見書（案）

新型コロナウイルスに感染し、自宅で療養したり入院を待っている間に亡くなる方がいるなど、医療のひっ迫が続いています。政府は、入院者数や重症者数を減少させるため、「緊急事態宣言」の延長を決定しました。

1年延期され、今年7月23日に開幕予定の東京オリンピック・パラリンピックまで半年を切りました。オリンピック開催に対する不安や危惧、反対の声が高まっています。各種世論調査でも、東京オリンピック・パラリンピック大会は「中止・再延期をすべき」との声は約8割にも上り、「開催すべき」との回答は10%台となっています。「コロナ対策に集中してほしい」「今は命を優先するべき」という国民の切実な声の反映です。ところが、政府は東京五輪を「人類が新型コロナウイルスに打ち勝った証し」（菅義偉首相）にするとし、開催に固執し続けています。

一部の国ではワクチン接種が始まっていますが、WHOは今年中の世界全体での集団免疫の達成は「ありえない」と発言しており、接種も遅れている日本において、ワクチンを頼りに開催を展望することはできません。各国の感染状況による練習環境の違いや、ワクチン接種でも先進国と途上国の格差があり、「アスリート・ファースト」の立場からも開催の条件はありません。

また、大会には、期間中に必要な医療従事者が熱中症対策だけで5千人、コロナ対策を加えればそれをはるかに上回るとし、多数の医療従事者を五輪に振り向けるのは現実的ではありません。よって文京区議会は、政府及び国会に対して、今夏の五輪中止を決断し新型コロナウイルス感染拡大を完全に抑え込むために、コロナ対策に集中するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

文部科学大臣 宛て

衆議院議長

参議院議長

75 歳以上の医療費 2 割負担の撤回を求める意見書(案)

政府・与党が 75 歳以上の医療費の窓口負担を単身世帯で年収 200 万円以上を対象に、現行の 1 割から 2 割に引き上げる方針を決めました。約 370 万人の方々の窓口負担が一気に 2 倍になることとなります。

今回の方針は、「高齢者の受診控えを深刻にする」ことになり、そのうえ、新型コロナウイルス感染症による受診控えが重なり、二重の意味で受診控えが起こっています。「社会全体でいかに高齢者の命と健康を守っていくのかということに取り組んでいるさなかに受診控えに追い打ちをかけるような政策」はやめるべきです。

政府が 2 割負担の導入を「現役世代の負担軽減のため」としていますが、後期高齢者医療制度を導入した際、高齢者の医療費のうち 45%が国庫負担だったものを 35%に切り下げ、それを現役世代に肩代わりさせるとともに高齢者自身の負担に転嫁する仕組みを作りました。1 割負担を維持するのに必要な国庫負担は 880 億円ですみます。この問題は、高齢者だけの問題ではなく全国民の問題です。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対して後期高齢者医療の 2 割負担を撤回するよう求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出いたします。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

厚生労働大臣 宛て

衆議院議長

参議院議長

消費税法を改正し、価格表示方法の自由化を求める意見書（案）

2003年の消費税法改正により2004年4月からいわゆる「総額表示制度」が実施され、その後2013年施行の消費税転嫁対策特別措置法による特例として、同年10月1日から「外税表示」も許容され、多くの事業者が採用しています。しかし、同特別措置法の適用期限は2021年3月31日までとなっており、国が「総額表示」の義務化を復活しようとしていることに対し、様々な業界から懸念や反対の声が上がっています。

衣類などを扱う日本繊維産業連盟や日本アパレル・ファッション産業協会は昨秋、すべての流通在庫を引き上げて総額表示に付け替えることになり、コスト負担が大きいとして、総額表示と外税表示の両方を認めるよう国に要望書を提出しています。

賛助会員を含め483社が加盟する日本チェーンストア協会は、2021年度税制改正要望で「本体価格が広く定着」していると述べ、新型コロナウイルスによる厳しい消費環境の下「本体価格を基軸とした価格表示の在り方を確保することが重要」としています。

また、出版・書店業界からは、数十万点におよぶ書籍すべての価格表示を付け替えるのは「とても不可能だ」「出版不況とコロナ禍のなか、負担が大きく、廃業が出かねない」との声が噴出しています。中小出版社でつくる日本出版者協議会は義務化反対の声明を出しています。

総額表示義務化は、物価に消費税を入れ込んで痛税感と納税者意識を薄れさせ税率を引き上げやすくするためという狙いがあります。憲法22条は営業の自由を保障しており、価格表示は事業者の裁量に委ねられるべきです。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、総額表示の一律義務化に反対し、価格表示の方法を自由化するために消費税法の改正を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

財務大臣

消費者庁長官 宛て

衆議院議長

参議院議長

非正規雇用労働者の実効性のある待遇格差の是正を求める意見書（案）

総務省によると2019年の日本の雇用者数は5,660万人、そのうち非正規労働者が2,165万人で労働者の約4割を占めています。安倍政権下の7年間で女性雇用は約300万人増加しましたが、増加分の半数以上は非正規雇用となっています。そして、国税庁の「平成29年分民間給与実態統計調査結果について」では、年間所得で正規雇用労働者494万円、非正規雇用労働者175万円と、正規雇用労働者の給与は、非正規の2.8倍と差が開いています。

2020年10月、最高裁判所は、正社員との待遇の格差是正を求める5件の訴訟について、各種手当や休暇については、企業側の差別的扱いの違法性を認めました。一方、一時金（賞与）と退職金については、待遇格差の内容次第では、「不合理とされることがあり得る」とも述べてはいるものの、不合理とは認めませんでした。

「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」は、正規雇用労働者か、非正規雇用労働者であるかを問わず、同じ職務に就いていれば、同一賃金を支給する法制度です。これは2020年4月1日から大企業で施行され、中小企業ででは2021年4月1日より適用されます。この制度に、一時金・退職金が含まれないのは、法の不備と言わざるを得ません。

10年から20年間という長期間、正社員と同じ働き方をしても一時金も退職金も出ないというのは、あまりにも不合理と言わざるを得ません。

格差是正・均等待遇の実現は、喫緊の課題であり、非正規雇用労働者の処遇を改善することは企業にとって人材の確保に資するとともに、個人消費の裾野を広げ、ひいては景気回復にもつながります。

よって、文京区議会は、同一労働同一賃金を進める観点から、政府及び国会に対し、下記の点を強く求めます。

記

- 1 非正規雇用労働者と正規雇用労働者との不合理な待遇差の是正に向け、実効性ある法制度となるよう、関連法の改正等を進めること。
- 2 一時金、退職金については、職務内容と勤続期間に応じて適切に改善をおこなうこと。
- 3 格差の是正が正規雇用労働者の待遇の低下に繋がらないこと。
- 4 経営の厳しい環境にある中小企業に対して、非正規雇用労働者の昇給制度の導入等の賃金アップや処遇改善に取り組みやすくするためのさまざまな支援のあり方について、検討に着手すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

婦人保護事業を当事者の尊厳の回復や自立支援に基づく制度又は法の下で実施するために、速やかな検討を求める意見書（案）

国は様々な困難な問題を抱えた女性への支援を、1956年制定の売春防止法を根拠に「婦人保護事業」として現在行っています。

その後、ニーズの多様化により、2001年からは「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」によるDV被害者が、2004年には「人身取引対策行動計画」に基づく人身取引被害者が、2016年には「ストーカー行為等の規制等に関する法律の改正によるストーカー被害者」が支援対象に加えられました。

しかし、売春防止法は制定以来、抜本的な改正が行われておらず、婦人保護事業開始当初は、事業の対象として想定されなかった、AV出演強要やJKビジネス問題への対応、性暴力・性被害にあった10代の女性への支援、貧困、虐待、居住喪失の状態にある女性たちの増加により、売春防止法による婦人保護事業では、必要な支援が届けられない状況にあります。

2016年に与党の「性犯罪・性暴力被害者の支援体制充実に関するプロジェクトチーム」（以下与党PT）による「正犯罪・性暴力被害根絶のための10の提言」が出され、婦人保護事業の法的な措置を含め、抜本的な見直しを提言しています。また2018年7月、厚生労働省は「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」を設置し検討を開始し、2019年10月、「婦人保護事業の現状と課題」「婦人保護事業の運用面における見直し」「婦人保護事業の見直しに関する新たな制度の基本的な考え方」をまとめた「中間のまとめ」を公表しました。

この間、2019年4月には与党PTが厚生労働大臣への申し入れ書「婦人保護事業の運用面の見直しについて」を、同年6月には厚生労働省こども家庭局が「婦人保護事業の運用面の見直し方針について」の中で、運用面の改善を図るため2020年度予算に向け、具体化を図ることを述べています。

至急を要する運用面での改善は図られてきましたが、新型コロナウイルス感染拡大もあり、新たな制度の検討までは進んでいません。法制定から65年経った売春防止法は女性の尊厳の回復や自立支援は明記されておらず、処罰の意味合いが強く、福祉的な視点も欠けています。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、コロナ禍で顕在化してきた性暴力や性犯罪、様々な困難を抱える女性たちへの支援が、尊厳の回復や自立支援に基づく制度又は法の下で行われるよう、速やかな検討を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

法務大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画） 宛て

衆議院議長

参議院議長

森喜朗・公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会会長の解任と東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の意識改革、スポーツ界のジェンダー平等の実現に向けた取り組みを求める意見書（案）

2月3日に開かれた公益財団法人日本オリンピック委員会の臨時評議員会において、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会会長を務める森喜朗氏が「女性がたくさん入っている会議は時間がかかる」「女性は競争意識が強い」「女性の理事を増やしていく場合は、発言時間のある程度、規制をしないとなかなか終わらないので困る」という発言を行い、翌2月4日、発言は軽率であったとして、記者会見を開き、謝罪と発言を撤回しました。

しかし、この発言撤回の記者会見は、自らの発言が性差別を助長するものであったとの認識はなく、20%に留まる女性理事の割合を40%以上に引き上げる目標に取り組んでいる日本オリンピック委員会の姿勢に逆行するものでした。

今回の森喜朗会長の発言は、本人も認めているようにオリンピック・パラリンピックの精神に反するものであり、森氏が多額の税金を投入して行われる東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の会長であることは明らかに不適格であり、国民の納得を得られません。また、森会長の発言が世界に発信されたことは、2019年12月に世界経済フォーラムが発表した「ジェンダー・ギャップ指数」が153カ国中121位という日本の性差別の状況を世界にアピールしているようなものです。

よって、文京区議会は、政府に対し、森喜朗氏の東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会会長を解任することを強く要望するとともに、個人の発言にとどまらず、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の意識改革、ひいてはスポーツ界のジェンダー平等の実現に向けた取り組みを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

文部科学大臣

宛て

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

海老澤敬子議長に対する不信任決議（案）

議会は、住民の代表である議員が質疑、討論、採決を行う場であり、議員全員の徹底した論議を本質としています。また、議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する重要な地位にあるため、自己中心的な利己心に囚われない中立性と公正性が必要です。

現在、海老澤敬子議長は、議会予算の執行にあたり、議事録を公開しない区民に閉ざされた会議で議論を進めています。さらに、本来、全会一致で意思決定すべきところ、反対意見を聞き置き、全員の賛成を得たとして強引に結論を出そうとしており、このような非中立的な議会運営は、議会の権限を貶め、信用の失墜にもつながりかねません。

以上の理由により、海老澤敬子議長は議長職の適格を欠くと考え、議長不信任を決議します。

年 月 日

文京区議会

「地方議会からの意見書の趣旨が十分に反映する仕組みの構築」 を求める意見書（案）

地方議会は、地方自治法第 99 条の規定に基づき、議会内で懸命な調整を行った結果、議決されたものを、関係行政庁、国会へ意見書を提出しています。

国会は、国民の意見を聴きながら、政策を実現していく機関であり、その国民の意見を国会に直接届ける手法の一つが、地方議会からの意見書の提出です。

平成 12 年の地方自治法の改正により、意見書の提出先に関係行政庁に加え、国会にも提出することができるようになりました。国会を追加した理由としては、「地方公共団体の公益に関する事件については、国会で審議できるものも多々あることから、地方議会が国会に対して意見書の提出ができるようにしたことも、議会の活性化に資するものと思料される」（衆議院地方行政委員会における委員長の起草案趣旨説明 平成 12 年 5 月 18 日）とされています。

しかしながら、国会は、地方議会が提出した意見書を受理した後、関係委員会に参考送付するのみで、住民代表機関としての総意の表れである意見書が、国会審議等においてどのように扱われたのか、また、制度等にどのように反映されたのかまったくわかりません。

さらに、「関係行政庁は、意見書を積んでおくだけで真剣に見ようともしていない」との話も聞きます。

地域の実情や住民の要望を熟知した地方議会が提出する意見書は、国民の意見であり、意義は大きく、国会においてその趣旨を十分に反映する仕組みが重要です。

そのことから、文京区議会は、政府及び国会に対し、下記の事項を、さらにスピード感をもって取り組むことを求めます。

記

1 住民の代表である地方議会からの意見書が、国会での政策審議の一助となる制度の構築を速やかに図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

衆議院議長

宛て

参議院議長

生活保護を必要な人が必要なときに受けられるよう制度の見直しを求める意見書（案）

厚生労働省は 2021 年 1 月 6 日、昨年 10 月分の生活保護申請は 1 万 8621 件で、前年同月と比べ 1.8%（335 件）増えたと発表しました。コロナ禍の影響で仕事や住まいを失い、生活保護申請は増え続けていると思われませんが、依然として、日本は他の先進国に比べ生活保護の捕捉率が低く、日本弁護士連合会の調査によると、2018 年度の捕捉率は韓国 60%、イギリス 87%、ドイツ 85%、フランス 90%に対し、日本はわずか 19.7%にとどまります。

日本の捕捉率が国際的に群を抜いて低い背景には、生活保護は恥だとする風潮や、親族への扶養照会など申請を躊躇させる制度設計があります。新型コロナウイルス感染症が感染拡大し、生活困窮者が増加するなか、昨年 12 月に厚労省は「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずご相談ください」とウェブサイトに掲載しましたが、申請を躊躇させる制度そのものを変えなければ、今後も「ためらわずに相談する」ことは期待できません。

よって文京区議会は、政府及び国会に対し、以下の 5 点を強く求めます。

記

- 1 名称を「生活保護」から「生活保障」に変更すること。
本来の「生活保護」は、健康で文化的な最低限度の生活をするために認められる権利（憲法 25 条）であり、「保護」ではなく「保障」されるものである。諸外国を見ると、ドイツでは「社会扶助と失業手当Ⅱ」、フランスでは「積極的連帯所得手当」、イギリスでは「所得補助」、スウェーデンでは「社会扶助」、デンマークでは「現金支援」、韓国では「国民基礎生活保障」という名称を使用している。
- 2 扶養照会を廃止すること。
生活困窮者を支援する一般社団法人つくろい東京ファンドがこの年末年始に行ったアンケート調査では、生活困窮者が生活保護を利用していない理由として、「家族に知られるのが嫌」が 34.9%と最も多く、扶養照会のために生活保護を忌避する実態が見て取れた。また、同団体の 2019 年度の調査では、扶養照会から実際の扶養に結びついたのは東京都の場合、足立区で 0.3%、台東区は 0.4%、荒川区とあきる野市は 0 件だった。ほとんど扶養につながらない扶養照会を、三親等まで広げて、膨大な時間と人件費をかけて行う必要はない。
- 3 生活保護を必要とする全ての人が安心して利用できる制度とすること。
福祉事務所が、「水際作戦」で申請者を追い返すようなことがないように指導し、住まいを持たない申請者が、無料低額宿泊所に入れられないよう、公営住宅や民間アパートに緊急入所できる制度を早急に構築する必要がある。
- 4 生活保護費や事務費の自治体負担を無くすこと。
- 5 引き下げが続いている生活保護基準の引き上げを図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長

内閣総理大臣
法務大臣
厚生労働大臣 宛て
衆議院議長
参議院議長

児童手当特例給付一部削減の撤回と子ども子育て関係予算のさらなる拡充を求める意見書（案）

政府は、児童手当の月 5,000 円の特例給付について、年収 1,200 万円以上の者をその対象から外すことを決定し、2021 年の通常国会において関連法案を提出する予定です。2022 年 10 月支給分から適用され、その目的は、待機児童対策の財源を捻出するためとされています。

我が国の家族関係社会支出は、先進国の中でも最も低い水準であるにもかかわらず、待機児童対策の財源を児童手当の削減により同じ子育て予算から捻出することは、少子化対策にも逆行し認められません。

今回児童手当の支給対象から外れる子どもたちは、約 61 万人に及ぶと言われています。所得制限のために高校授業料の無償化等の子育て支援をほとんど受けられない家庭にとって、唯一ともいえる児童手当の特例給付さえも削られることは、子育て世帯間の不公平感をさらに高めることにもなりかねません。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、国は、社会全体で子どもの育ちを支える観点から、児童手当の特例給付の一部削減を撤回し、世帯の収入にかかわらず、すべての子どもに対して児童手当を給付するとともに、安心して子育てできる環境を整備するため、子ども子育て関係予算のさらなる拡充を進めることを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官

宛て

内閣府特命担当大臣（少子化対策）

衆議院議長

参議院議長

「手話言語法」の制定を求める意見書（案）

手話がろう者にとって日常生活及び社会生活を営む上で重要な独自の言語であることに鑑み、ろう者の手話の習得機会の拡大並びに手話文化の継承及び発展を図るため、文京区議会は、政府及び国会に対し、下記事項を実現するよう強く要望します。

記

- 1 手話の習得及び手話文化の保存に関する施策について、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話の習得等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。
- 2 国民の間に広く手話についての関心と理解を深めるようにするため、「手話の日」を設け、国及び地方公共団体は、「手話の日」には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、音声言語を習得した後に聴覚の障害のため音声言語により意思疎通を図ること等に支障が生じた者に対し、手話の習得の機会の提供その他の手話の習得を支援するために必要な施策を講ずるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、特別支援学校において手話を習得する機会が十分に確保されるようにするため、ろう者である教職員の養成その他の手話の能力を有する教職員の充実に必要な施策を講ずるものとする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

気候変動による地球温暖化対策の推進を求める意見書(案)

現在、人類は多くの環境問題に直面しています。その中でも、気候変動はもっとも深刻な問題のひとつとなっています。気候変動による地球温暖化が進むことにより、自然界のバランスが大きく崩れ、このままでは近い将来、異常気象や水不足、農業生産の大幅減少など人類の生存を脅かす様々な問題が生じることが確実であると言われています。

第203回臨時国会では、菅総理から「2050年カーボンニュートラル達成」との心強い表明を伺うことができました。すでに気候変動対策の先行国では、2050年目標を前倒し、より積極的な対策を打ち出しつつあるため、十分とは言えませんが、まずはこの目標達成に向けた具体策に期待したいところです。

しかしながら、菅総理の発言以降、発表されている対策は、革新的技術に偏りすぎ、国際社会で注目されている日本の石炭火力発電への対応について、抜本的な見直しは進んでいません。2050年カーボンニュートラル達成には、2030年目標を大幅に引き上げる必要があります。いまは、その具体策をいかに打ち出せるかが最も重要なタイミングです。

新型コロナウイルス発生前から、世界の機関投資家の間ではESGを重視する考え方が広がり、環境事業資金調達に使われる「グリーンボンド」の発行額は拡大してきました。そして新型コロナウイルス感染拡大からの経済復興にあたり、欧州を中心に、環境や社会よりも経済政策を優先させるのではなく、むしろこの機会をきっかけに脱炭素に向けた気候変動対策をさらに推し進め、生態系や生物多様性の保全を通じて災害や感染症などに対してもより柔軟性を持ち、回復力のある社会・経済モデルへと移行していくという「グリーン・リカバリー」の考え方が広まっています。

よって、文京区議会は、世界の共通目標である1.5℃目標達成のために、政府が2030年温室効果ガス削減の目標値を見直し、現在の目標値を上回る削減目標を定めることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

経済産業大臣

環境大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）

結婚するときに夫婦の名字を同じにするかどうか、選べるようにする「選択的夫婦別姓」の導入について、認めてよいと考える人が増えています。

「結婚したら夫婦は同じ姓を名乗るべき」と考える人は、1992年は74%でしたが、2017年は54%でした（2017年NHK世論調査）。

60歳未満の成人を対象にした最近の民間の調査では、7割の人が選択的夫婦別姓に賛成でした。社会の考え方や価値観が確実に変化しています。

政府答弁によると、法律で夫婦同姓を義務付けている国は日本だけであるにもかかわらず、1996年に法制審議会が選択的夫婦別氏制度の導入を含む民法改正を答申してから25年、いまだ法改正の見通しは立っていません。

最高裁判所は2015年12月、夫婦同姓規定を合憲とする一方で、「夫婦同氏制の下においては、婚姻によって氏を改める者にとって、アイデンティティの喪失感を抱いたりするなどの不利益を受ける場合があることは否定できず、妻となる女性が不利益を受ける場合が多い状況が生じているものと推認できる」と、婚姻に伴う改姓が一定の不利益を生じる可能性を認め、「制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄」とし、夫婦別姓を導入することは否定しませんでした。

また、2021年1月22日、菅義偉首相は参議院本会議で、選択的夫婦別姓制度に関し「男女共同参画基本計画に基づき、国民各層や国会での議論の動向を注視しながら検討を進める。」と答弁しています。

家族の多様化が進む中、旧姓を通称使用する人や事実婚を選択するカップルも少なくありません。改姓によってこれまで築き上げたキャリアに分断が生じる例や結婚を諦めるなど、不利益を被る人が一定数いることも事実です。選択的夫婦別姓については、最高裁判決の趣旨を踏まえ、適切な法的選択肢を用意することは、国会及び政府の責務です。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、選択的夫婦別姓制度を導入する民法の改正を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
法務大臣
内閣官房長官 宛て
衆議院議長
参議院議長